

公益信託 吉田学記念文化財科学研究助成基金

2022 年度 募集要項

1. 助成の目的

当基金は縄文土器の文化財科学の研究を志しながら齢 28 才にして逝かれた故吉田学氏を偲んで
ご両親が設定されたもので、若手研究者の文化財科学に関する研究を助成することにより、我が
国の文化財科学の振興に寄与することを目的としています。

2. 助成対象

以下の条件に見合った研究であること。

(1) 研究テーマ

文化財科学に関する研究

(2) 応募条件

- ① 我が国の若手研究者（大学院生を含む）の個人研究であること。
- ② 研究計画が独創的かつ優れたものであり、成果が期待できること。
- ③ 原則として年令満 45 歳以下の研究者を主担当とする研究であること。
- ④ 1 名当りの応募件数は 1 件に限ること。
- ⑤ 原則として推薦を受けられること。

金額 1 件当りの助成金は 20～50 万円

4. 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送下さい。
申請書は受託者ホームページ（下記 URL）よりダウンロードすることができます。
なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

5. 募集期間

2022 年 4 月 1 日（金）～2022 年 6 月 30 日（木）（必着）

6. 選考及び通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2022 年 9 月上旬頃にその結果
を書面にてお知らせします。

7. その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 助成金は 2024 年 3 月末までに使用していただきます。また 2024 年 3 月末までに結果報告
を頂くことになっていますが、助成金の使用および研究が終わり次第報告をお願いします。
- (3) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に費消したときは、
授与した助成金は返還して頂きます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
吉田学記念文化財科学研究助成基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

申請書 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

助成金交付申請書 作成要領

1. 原則として PC WORD で作成すること。図・表などを貼り付けても構わない。
2. 誤字・脱字のないように、注意して作成すること。
3. 項目(9)以降については記入欄を拡大して記入しても良い(ページ数が増えても構わない)
4. 両面印刷で構わない。
5. 各項目の記入上の注意
 - (1) 研究課題名: 当該研究の内容を的確に表現している課題名となるように考慮すること。
 - (2) 申請者氏名: 必ず「ふりがな」をふること。(冒頭には署名捺印すること)
 - (3) 生 年 月 日: 生年月日は西暦で表記すること。
 - (4) 住 所: 自宅の住所を記入すること。
 - (5) 所 属 機 関: 大学、研究所或いは地方自治体などに勤務している場合は、その名称、職、所在地などを記入すること。学生の場合は、大学名、学部(研究科)を記入すること。また、無職の場合は「なし」と記入すること。
 - (6) 申 請 金 額: 20～50万円の範囲で万円単位で記入すること。
 - (7) 申請者略歴: 最終学歴を含め、それ以降の略歴を簡単に記入すること。
 - (8) 推薦者等: 氏名、所属機関名、職を記入する。大学等の学生の場合は指導教員を記入する。それ以外の場合は、推薦者(研究内容についてコメントできる人)を記入する。
 - (9) 研究目的: 研究の意義、概要、期待される成果を含め具体的な研究目的を記入すること。あまりに専門的すぎないように、分かりやすく簡潔に述べること。また、当該研究期間内に何をどこまで達成しようとしているのかを明確にすること。
 - (10) 研究経過: 当該研究に関して、これまで行ってきた研究内容やその成果の概要を簡単に記入すること。また、関連した発表論文があれば、それらについても記入すること。
 - (11) 研究計画: 研究計画を助成金の使途を含めて、できるだけ具体的に記入すること。
※助成金は助成決定の翌々年の3月末までに使用していただくこととなります。
 - (12) 研究協力者: 当該研究に協力者がいる場合は、その氏名、所属機関(職を含む)及び当該研究を進めて行くに当たっての役割などについて記入すること。
誰もいない場合は「なし」と記入すること。
 - (13) 補助金の有無: 当該研究に関連して、過去3年間を含め補助金を受領している場合は、その名称、受領年度、研究課題、補助金の額などについて記入すること。ない場合は「なし」と記入すること。

以上

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

吉田学記念文化財科学研究助成基金 申請口

TEL:03-5232-8910

助成金交付申請書

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による助成金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。

なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。

また、助成が決定したときは受給者の氏名・所属・助成対象の内容・業績等について公表される場合があることに同意します。

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

研究課題名					
申請者	フリガナ				
	氏名	印	生年 月 日	(西暦) 年 月 日 (満 才)	
	住所	〒 電話 : Fax : 携帯 : e-mail :			
所属機関	名称	* 研究者の場合は所属機関名・職名・所在地を、学生は大学名・学部名（研究科）を記入。			職名
	所在地	〒 電話 : Fax :			
申請金額		万円	申請結果 の郵送先	ご自宅宛ご希望の場合は右欄に○を付けて下さい ⇒ ○がない場合は所属機関宛にお送りします。	
申請者略歴 最終学歴を含め、 それ以降について 記入のこと					
推薦者等	推薦者 署名・印	* 申請者が研究機関に所属する場合は直属の上司、学生の場合は指導教員が記入する。		印	所属機関 及び職名
	推薦理由				

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

《受託者使用欄》

精 査 印		登 録 印	
-------------	--	-------------	--

東 30

助成決定となった場合の助成金振込口座

《注意①》口座情報に間違いがあると、助成金の振込が大幅に遅れることがあります。

《注意②》ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

寄付金処理	所属機関への寄付金扱いとしますか？ （「する」「しない」のいずれかに○をおつけください）		する	●委任経理とする場合は、以下項目のご記入は不要です。 （なお、委任経理とする場合、間接経費への充当ならびに使用者の変更は認められません）																	
			しない											●委任経理としない場合は、以下項目につきご記入ください。							
お振込先											(○をおつけください) 銀行 信用金庫 信用組合 農協							支店 出張所 営業部			
預金種別											口座番号										
お受取人	フリガナ																				
	口座名義											【ご留意事項】 助成金受取口座が法人名の場合、法人名その他、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要です。その場合、洩れなく正確にご記入ください。 不明な場合は、口座を開設した金融機関にご確認ください。									

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為